

「BIS 規制」見直しの今後の方向について

1. スケジュール

1988 年		現行「BIS規制」
1988 年	3 月	バーゼル委が「BIS規制」見直し作業を開始
1999 年	6 月	第1次市中協議案の公表
2001 年	1 月	第2次市中協議案の公表
2001 年	8 ~10 月	ワーキングペーパー等の公表
(今後の予定)		
		第3次定量的影響度調査(記入要領の形で新規制の全体像を銀行界に提示)
		第3次市中協議案の公表
		最終案の公表
(2005 年末)		内部格付手法の予備計算開始(比率の公表はせず)
(2006 年末)		新規制の適用開始

2. 「BIS 規制」見直し第 2 次案の主なポイント

- (1) 当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督へ
 - ・ 銀行自身による自己資本戦略の策定、リスク管理の向上、ディスクロージャーの充実に重点
 - ・ 銀行に多様な選択肢を提供、銀行自身の内部管理手法を規制上利用する道も開く

- (2) 銀行経営上のリスクをより正確に計測
 - ・ 信用リスク量やオペリスクの違いを分母に反映
(分子の「自己資本」や最低比率「8%」についての見直しはしない。)
 - ・ 負担の水準は平均的に軽くも重くもしない方針
 - ・ 進んだ計測手法を選択する銀行については、経営上のリスクの違いに応じて自己資本の充実が必要(国際的に活躍する主要行については、適用開始までに積極的な対応が必要に。)

3. 第3次案に向けて行う見直しのポイント

(平成13年12月13日のパーゼル委新聞発表)

- (1) 使いやすくてもしかもリスクを適切に反映する規制を目指す
可能な範囲で簡素化や明確化を図る。
- (2) 中小企業向け金融の円滑に配慮
中小企業は経済成長と雇用創出の面で重要であるので、新しい合意の下で中小企業向け融資が適正な取扱いを受けることを確保する。
- (3) 「所要自己資本の水準は現行並」を堅持
第2次案で示された係数で保守的すぎるものは見直し。

(以 上)